

広島市の学童保育について

2008年3月21日

広島市学童保育連絡協議会

会長 西原 泰

〔Ⅰ〕学童保育とは

- (1) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業。
・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童(放課後児童)に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする
- (2) 子どもの発達を保障し、保護者の就労を保障する制度。
- (3) 子どもの昼間の家庭、子どもの居場所。昼間のお母さん・昼間の兄弟。

〔Ⅱ〕広島市の学童保育

- (1) 現状 (資料1参照)
- (2) 歴史(資料2参照)
- (3) 県内他都市との比較(資料3参照)
- (4) 他都市との比較(資料4参照)

〔Ⅲ〕学童保育を取り巻く状況

(1) 国の施策

- ① 1997年、「放課後児童健全育成事業」として法制化(児童福祉法第6条の2第2項)
★ 国・自治体の設置義務がなく、施設・設備や職員配置等の最低基準が明記されない
 - (2)② 予算(厚生労働省) ★児童福祉法第7条(施設)と第6条(事業)の違いは大きい
- | | |
|--------------|----------------------------|
| 保育所 (2006年度) | 3600億円(一人当たり 32万円) |
| 学童保育(2007年度) | 158億円(一人当たり 2万円、前年比 40億円増) |
- ③ 2006年5月、「放課後子どもプラン」発表
 - ④ 2007年10月19日、厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」発表
i)定員40人 ii)一人当たり1.65㎡ iii)保護者会への積極的な支援と連携
 - ⑤ 2008年2月27日、厚生労働省「新待機児ゼロ作戦」発表
★ 10年後(2017年)に利用児童を現在の3倍(68万人⇒213万人)にすることが目標
★ 現在1～3年生の放課後児童の19%しか受け入れていないのを、60%を受け入れる

(3) 学童保育児童数の推移 (全国と広島市)

	1993年	1998年	2003年	2006年	2007年
広島市		4,807人	5,541人 (年147人増)	5,777人 (年112人増)	6,216人 (年436人増)
全国	231,500人	333,100人 (年2万人増)	538,100人 (年4万人増)	683,476人 (年5万人増)	744,545人 (年6万人増)

(4) 学童保育の施設の状況（全国と広島市）

	広島市	全国
学童保育設置率(小学校数に対する)	93.6%	72.8%
公設・公営	100%	44.2%
児童館内学童保育	69.7%	15.8%
余裕教室内学童保育	11.7%	26.5%
プレハブ内学童保育	17.2%	17.7%
登録児童数40人以上の大規模施設	56.6%	73.3%
保育新入会児童数／保育園卒園児童数	2500／4500(概算) (55%)	25万／43万 (58%)

(5) 学童保育希望者急増による自治体施策への影響

- ① 自治体の財政難と学童保育待機児童解消のため、学童保育事業から全児童対策事業への転換。

- i) 経費節減のため、指導員はパート・アルバイト・ボランティアなどのローテーション
- ii) 子どもの「行き場所」にはなるが「居場所」にはならない。

- ★ 大阪市(児童いきいき放課後事業)、川崎市(わくわくプラザ)、横浜市(放課後キッズクラブ)、世田谷区(新BOP)、品川区(すまいるスクール)、江戸川区(すくすくスクール)、豊島区(子どもスキップ)、渋谷区(放課後クラブ)、守口市(わいわい児童クラブ)など

[全児童対策事業]

地方自治体が独自に実施している事業。全ての児童の放課後の遊び場提供事業。子どもたちの幅広い遊びを通して異年齢児間の交流を推進するなどの目的のため、小学校の余裕教室等を活用し、留守家庭児童に対象を限定しないで実施する事業。

[IV] 広島市の学童保育の課題

- ① 子どもの人権が守られているか
 - ・大規模化による保育の質の低下
- ② 指導員の労働条件の悪化
 - ・財政の裏付けのない時間延長による過酷な勤務状況
- ③ 保護者の労働条件の過酷化による保護者の関わり方の希薄化

資料(1)

広島市の学童保育の状況

(2007年5月1日現在)

運営責任者	教育委員会青少年育成部(2006年度から)	
定員・対象学年	概ね 40人・小学校1～3年生	
職員	2名:市の嘱託職員(1年雇用・週30時間勤務)	
学童保育設置校	131校(140校中) 設置率:93.6% 未設置校:9校	
児童館設置校	102校(140校中) 設置率:72.9% 未設置校:38校 ・校庭内設置:72館 ・校庭外設置:30館	
学童保育施設数	145施設 (1校2施設:14校) 児童館内 :101施設(69.7%) プレハブ : 25施設(17.2%) 余裕教室 : 17施設(11.7%) 公民館内 : 1施設(0.7%) 集会所内 : 1施設(0.7%)	
学童保育登録児童数	2007年度 : 6216名 ・市内1～3年生の18.6% ・1施設平均 :42.9名 登録児童数別の施設数 19名以下: 6施設(4.1%) 20～40 :57施設(39.3%) 41～50 :44施設(30.3%) 51～60 :27施設(18.6%) 61名以上:11施設(7.6%) 41名以上:82施設(56.5%) 大規模施設に通う児童数 :4141名(66.6%)	2006年度 : 5780名 ・1施設平均 :40.4% 3施設(2.1%) 69施設(48.3%) 44施設(30.8%) 23施設(16.1%) 4施設(2.8%) 71施設(49.7%) 2978名(51.5%)
ランドセル来館児数	151名(2006年:213名、2005年:150名、2004年:110名)	
市連協加盟率	83.3% (110/132保護者会中)	

広島市学童保育連絡協議会調べ

広島市の学童保育と保育園の比較

	学童保育(2007年度)	保育園(2007年度)
利用児童数	6,216人	19,109人
予算	8億5千万円(一人当たり14万円)	213億円(一人当たり111万円)
施設ヶ所数	145ヶ所(公設・公営・無料)	159ヶ所(公立90、私立69、 公設民営1)

資料(2)

広島の学童保育の歴史(簡略版)

年	備 考
1948	大阪市東住吉区、今川学園で学童保育始まる。
1962	広島市で学童保育の作り運動が始まる。
1963	広島市学童保育連絡協議会結成。3000名の署名、市長交渉。
1964	広島市(千田、江波、竹屋)で「学童保育教室」開設。
1966	竹屋児童館建設。児童館内に学童保育併設。その後毎年4館前後建設される。 1966・1967年だけ保育料800円。その後、公設・公営・無料。
1981	学童保育廃止の方針に抗議運動・市長室前の座り込み
1982	学童保育有料化・児童館との一本化に抗議し、2度目の座り込み
1983	「留守家庭子ども会実施要領」作成。 学童保育4つの条件 ①児童の登録制 ②専用の部屋 ③複数の専任指導員 ④長期休業中も開会
1997	「放課後児童健全育成事業」として法制化(児童福祉法第6条の2第2項) ★国・自治体の設置義務、最低基準がない
2002	児童館静養室にエアコン寄付の受付・設置を決定。 プレハブ・余裕教室・児童館内学童保育の部屋について、保護者負担によるエアコン設置を許可。
2005	児童館への指定管理者制度導入を発表。
2007	学童保育署名、23万超。
2008	1月:「総合的放課後対策あり方検討委員会」報告。 ① 指定管理者制度の導入は引き続き慎重な検討が必要 ② 開設時間延長は、平日午後6時半まで、長期休業中・土曜日は午前8時半から8時間以上が適当 ③ 費用負担については、広島からの子育て支援の重要なメッセージとして無料の継続が望ましいと考える。 4月:広島市教育委員会青少年育成部「放課後対策課」設置(予定) ★児童館・学童保育(留守家庭子ども会)専門の課

資料（3）

広島県内の学童保育

広島県学童保育連絡協議会調べ

	広島市	廿日市市	安芸高田市	府中町	呉市	東広島市	尾道市	三原市	福山市
公設・公営	145 無料	19 有料 3000円、おやつ2000円	0	5 有料 2500円、二人目1500円、おやつ2000円	37 有料 3000～5000円、おやつ1300～1500円	33	0 3000円 その他 減免措置あり おやつ 1日100円	16	75 3000円 おやつ 2000円
公設・民営	0	0	9 有料 3000円、その他	0	0	0	9	0	0
民設・民営	0	3 有料	1 有料	0	2	0	1	0	0
計	145	19	10	5	39	33	10	16	75
小学校区	140	19	14	5	55	38	14	30	78
設置率	103.6%	100%	71.4%	100%	70.9%	86.8%	71.4%	53.3%	96.2%
設置場所	学校内、児童館併設	学校内、児童館併設	児童館内、その他	学校内	学校内	学校内、その他	児童館、その他	幼稚園その他	学校内、その他
平日	12:00～ 17:30	13:00～ 18:00	14:00～ 18:00	放課後～ 18:00	13:00～ 17:00	13:30～ 17:00	14:00～ 18:00	13:00～ 18:00	13:00～ 18:00
土曜日	9:00～ 15:00	8:30～ 18:00		8:30～ 17:00	8:30～ 17:30	なし	8:30～ 18:00	8:30～ 18:00	8:30～ 13:45
長期休業中	9:00～ 17:00	8:30～ 18:00	9:30～ 18:00		8:30～ 17:30	8:30～ 18:00	8:30～ 18:00	8:30～ 18:00	8:30～ 17:30

資料（４）

政令指定都市の形態別設置状況

(H19年12月)

区分	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	静岡	名古屋	京都	大阪	神戸	福岡	広島
公設・公営 (直営)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		145 無料
公設・民営 (委託等)	139 無料	109 無料	72 有料 4,000円	114 無料 (全児童 対策)	44 有料 5時以降 5,000円	65 有料 5,500～ 9,000円	16 有料 3,000円	86 有料 7,100円	1 無料	141 無料	139 有料 3,000円	0
民設・民営 (民間)	60 有料 平均 14,000円	6 有料	65 有料	9 有料	175 有料	0	173 有料 平均 14,646円	36 有料 平均 15,000円	125 有料	36 有料	7 有料 3,000～ 13,000円	0
計	199	115	137	123	219	65	189	122	126	177	146	145
小学校区	207	123	100	114	354	85	260	179	298	169	144	140
設置率	96.1%	93.4%	137%			76.5%	72.7%	68.2%	42.3%	104.7%	101.4%	103.6%
設置場所	学校内、児 童館併設 ほか	児童館、 学校内、 民家	学校内、 児童館併 設ほか	学校内	学校ほか	学校内、 児童館ほ か		児童館併 設ほか	民家等	児童館・学 校内ほか	学校内	学校内、 児童館併 設
平日	放課後～ 18:00	12:30～ 18:00	放課後～ 19:00	放課後～ 18:00	放課後～ 19:00	12:00～ 18:00	13:00～ 18:00	放課後～ 18:00	放課後～ 18:00	放課後～ 17:00	放課後～ 17:00	12:00～ 17:30
土曜日	8:45～ 18:00	9:00～ 17:00	8:30～ 19:00	8:30～ 18:00	8:30～ 19:00	8:30～ 18:00	13:00～ 18:00	8:30～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	8:30～ 16:00	9:00～ 15:00
長期 休業中	8:00～ 18:00	9:00～ 18:00	8:30～ 19:00	8:30～ 18:00	8:30～ 19:00	8:30～ 18:00	9:00～ 18:00	8:30～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 17:00	8:30～ 16:00	9:00～ 17:30

広島市「総合的放課後対策あり方検討委員会」資料より